

2026人事院勧告・報告に対する日高教声明

人事院は8月7日、国会と内閣に対し、「月例給の3.51% (15,056円)の引き上げ」「転勤に伴う経済的負担の軽減等に関する手当」「一時金の支給月数0.05月分引き上げ」「無給休暇の新設」「代休日の指定等の見直し」「遺族補償年金の受給資格要件等の見直し」等に関する勧告・報告を行った。

日高教は公務労協に結集し、教職員の待遇改善・人材確保の観点から、前年比+3%前後という物価上昇の社会情勢に鑑み、月例給の全世代(若年層・中堅層・高齢層)にわたる引き上げや一時金の支給月数引き上げを求めてきた。人事院勧告における月例給については、初任給が一律9,500円引き上げられたほか、中堅層以上の職員は平均3.3%の改定、再任用職員は、「近年の考え方にもとづく改定率を上回る改定」として、平均8.5%の大幅な改定が勧告された。日高教として、業務遂行において重要な役割を担う中堅層以上の職員へ配慮がなされたことや、再任用職員の引き上げ幅が昨年を大きく上回ったことは、一定の評価ができる。これらの給与改定が地方公務員にも確実に反映されるよう、各県における人事委員会交渉での取り組みを期待したい。また、一時金については民間賞与の客観的な支給実態にもとづき5年連続の支給月数増となった点も、適正な配分を求めてきた立場として一定の評価ができる。しかし、専門的な教育活動に従事し、過度の期待や人材不足のなか日々懸命に勤務している教職員の現状を鑑みれば、決して満足できる水準とはいえない。

転勤に伴う経済的な負担の軽減に関しては、転居に関する手当の新設や広域異動手当の支給割合引き上げなどの拡充がなされた。日高教傘下の教職員においても、単身赴任によって二重生活を余儀なくされ、住居費や生活費の二重負担に苦しむ教職員や、県内異動のみならず県外との交流人事等により広域異動を強いられている教職員が多数存在する。生活基盤が脅かされることを防ぎ、これらの負担を軽減するためにも、今回の国家公務員に対する手当拡充の成果が確実に地方公務員へ反映されるよう、各県での人事委員会勧告に向けた取り組みを強く推進していく必要がある。

休暇制度の改定により無給休暇が新設されることについては、地方公務員への反映や具体的な運用面において、人材不足が懸念される現状を踏まえ、慎重な注視が必要である。現場が真に求めているのは、必要な時に気兼ねなく休暇を取得できる勤務環境の整備である。そして、それを支える教職員の定数改善こそが喫緊の最優先課題であり、実効性のある労働環境の改善に向けて取り組まなければならない。

さらに、今後の人事院勧告に向けては、新たな人事制度の構築に向けた協議をはじめ、退職手当や地域手当の見直しなどが予定されている。これらの制度改定は、すべての教職員の勤務意欲や今後の人材確保に直結する極めて重要な課題である。日高教としては、現場の不利益につながることをないよう、引き続き公務労協との強固な連携のもとで要求行動を展開し、協議を強化していく必要がある。

日高教は、地方公務員である教職員の給与・待遇改善に向けては、過酷な勤務実態や教職員の職務の特殊性が正当に評価されるよう、現場の切実な現状を各単組から各都道府県人事委員会へ訴える必要がある。そのため、高校・中等教育学校および特別支援学校の教職員が組織する団体として、構成単組ならびに公務労協に結集する全国の仲間とともに、教職員一人ひとりが躍動し、誰もが幸せになれる教育環境の整備に向けて取り組みを強化していく。

2026年8月7日

日本高等学校教職員組合